

## 法華山谷川水系 流域懇談会 規約(案)

### (設 置)

第1条 以下の趣旨に基づき、東播磨県民局長（以下「県民局長」という。）が、「法華山谷川水系 流域懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

- (1)河川法第16条の2に基づき、法華山谷川水系河川整備計画を変更するにあたり、同条第3項及び第4項の規定による。
- (2)総合治水条例第6条第1項に基づき、東播磨・北播磨・丹波地域総合治水推進計画の内、水系別の計画として法華山谷川水系の総合治水推進計画の検討を行うにあたり、同条例第7条第1項の規定による。

### (目 的)

第2条 懇談会は、河川管理者が法華山谷川水系における河川整備計画を変更するにあたり、同計画原案について意見を聴くことを目的とする。

2. 懇談会は、知事が東播磨・北播磨・丹波地域総合治水推進計画を策定するにあたり、水系別の計画として法華山谷川水系の総合治水推進計画原案について意見を聴くことを目的とする。
3. 懇談会は、法華山谷川水系の総合治水推進計画を着実に推進させるために、進行管理、総点検、見直しについて意見を聴くことを目的とする。

### (検討事項)

第3条 懇談会において河川整備計画に関する以下の事項を検討する。

- ・ 河川整備計画の目標に関すること
- ・ 河川の整備の実施に関すること
- ・ 河川の維持または保全に関すること
- ・ その他関連事項について
2. 懇談会において、東播磨・北播磨・丹波地域総合治水推進計画のうち法華山谷川水系における計画に関する以下の事項を検討する。
  - ・ 総合治水の目標に関すること
  - ・ 総合治水の実施に関すること（河川・下水道対策、流域対策、減災対策）
  - ・ その他関連事項について

### (懇談会)

第4条 委員は、県民局長が委嘱する。

2. 懇談会は別表に掲げる委員をもって構成する。委員の任期は1年を限度とし、再任を妨げない。
3. 懇談会は、委員総数の過半数をもって成立する。
4. 懇談会で意見をとりまとめる必要が生じた場合は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを附する。
5. 委員が不在の時は、当該委員があらかじめ指名する者が代理として懇談会に出席することができる。

(座長)

第5条 懇談会には座長を置き、座長は委員の互選により定める。

2. 座長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。
3. 座長が不在の時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員の義務)

第6条 委員は、職務上の地位を政党又は政治的目的、営利目的若しくは宗教的目的のために利用してはならない。

(会議運営)

第7条 懇談会は、座長が招集し会議を運営する。

2. 会議の議長は座長が務める。
3. 座長は必要に応じて、審議しようとする事項について、委員以外の専門的知識、情報等を有する者の同席を求め意見を聴くことができる。
4. 関係行政機関は、河川整備計画及び、総合治水推進計画の原案等、審議に必要な資料を提供する。
5. 関係行政機関は、議事内容について委員の要請に対して発言するほか、座長の許可を得て自ら発言することができる。

(情報公開)

第8条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定める。

2. 県民局長は、前項で定められた内容に従って情報公開する。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、東播磨県民局加古川土木事務所とし、同事務所より委託を受けたコンサルタントが事務局の補助を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか流域懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が懇談会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- ・この規約は平成24年7月4日から施行する。
- ・この規約は平成26年3月●●日から施行する。

## 法華山谷川水系 流域懇談会 委員名簿

分野		所属	氏名
学識	河川	神戸大学大学院工学研究科准教授	みやもと ひと し 宮本 仁志
	環境	播磨ウェットランドリサーチ代表	まつもと しゅう じ 松本 修二
	歴史文化	高砂市教育委員会	しみず かず ふみ 清水 一文
地域住民	加古川市	東神吉町町内会連合会長	ふじ わら よし あき 藤原 義昭
		西神吉町町内会連合会長	まつ うら よし き 松浦 芳樹
		米田町町内会連合会長	おお ふち とし ひこ 大淵 俊彦
		志方町中地区町内会連合会長	かげやま すずむ 進 陰山 進
		志方町東地区町内会連合会長	くま がい ち あき 熊谷 千昭
		志方町西地区町内会連合会長	は せ が わ としゆき 長谷川 敏之
	高砂市	荒井地区連合自治会長	あ ぼし とし あき 網干 年明
		伊保地区連合自治会長	はま の かず き 濱野 和樹
		米田地区連合自治会長	まえ だ えい いち 前田 栄一
		阿弥陀地区連合自治会長	は せ が わ こうぞう 長谷川 浩三
農地・水利関係者	加古川市	加古川市ため池協議会連絡会 (富木地区環境保全協議会会長)	とみ き おさむ 富木 攻
	高砂市	塩市水利組合長	やま した やす お 山下 泰男
行政	加古川市	下水道部長	うめ たに せい いち 梅谷 誠一
	高砂市	まちづくり部長	かね こ ひろ ゆき 金子 博之
	兵庫県	加古川土木事務所長	みやもと しん すけ 宮本 眞介

(敬称略、分野ごとに記載)